

## 一般社団法人東紀州地域振興公社ウェブサイトバナー広告掲載要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人東紀州地域振興公社（以下「公社」という。）が管理する三重・東紀州観光ウェブサイト「青の鼓動、感じる。東紀州観光手帖」（以下「公社ウェブサイト」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、「バナー広告」とはバナー画像（文字または画像あるいはその両方で表示された情報）により、広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）が指定するウェブサイトへリンクする機能を有するものをいう。

### (バナー広告の掲載位置等)

第 3 条 バナー広告の掲載位置等は、別表 1 に掲げるとおりとする。

### (バナー広告の基準)

第 4 条 バナー広告の掲載対象となるリンク先のウェブサイトは、東紀州地域の観光または経済の活性化及び文化の向上に寄与するものとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、または該当するおそれがあると認められるものについては、当該広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) サイトの運営に支障をきたすもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉を棄損するもの
- (5) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (8) 誇大又は虚偽であるもの
- (9) 広告の内容が不明確であるもの
- (10) 広告主の名称が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (11) 個人の氏名を広告するもの
- (12) 不当な比較広告
- (13) 次のいずれかに該当する業種・業者等の広告

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

- イ 消費者金融(貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する「貸金業」)
  - ウ ギャンブルにかかわる業種
  - エ 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体
- (14) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (15) その他、掲載する広告として適当でないと公社が認めるもの

(広告の禁止表現)

第 5 条 次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

- (1) 点滅、切り替え、反転などの動きのある表示
- (2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示(「閉じる」、「キャンセル」等の表現など)
- (3) 実際には機能しない表示(入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど)
- (4) その他、広告の表現として適当でないと公社が認めるもの

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は、以下のとおりとする。

- (1) 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度単位の 1 年間とする。ただし、令和 3 年度に限り令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日とする。
- (2) 上記期間の途中からの新規掲載および変更、削除は原則することができない。

(バナー広告掲載の募集方法)

第 7 条 バナー広告は、公社ウェブサイト上で募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告主は、様式第 1 号により公社に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 公社は、前条の規定により申し込みがあった場合は、第 4 条の規定に基づき審査を行い、申し込みを受け付けた日から原則 7 日以内に様式第 2 号によりバナー広告掲載(不掲載)の決定をするものとする。

- 2 申し込みが募集枠数を超えた場合は、抽選により広告主を決定することとする。

(広告バナー画像の作成及び提出)

第 10 条 広告主は、広告バナー画像データを作成し、広告掲載の決定があった日から 7 日以内に、公社に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告バナー画像データに関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 公社は、第 1 項の規定により提出された広告バナー画像の内容が第 5 条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 11 条 広告掲載料は、別表 2 に掲げるとおりとする。ただし令和 3 年度に限り別表 3 に掲げるとおりとする。

2 広告主は、前項の広告掲載料を、公社が発行する請求書に基づき、公社が指定する日までに支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにバナー広告掲載の決定またはその掲載を取り消すことができる。

(1) 第 10 条第 1 項の規定により定められた期日までに広告バナー画像データが提出されないとき

(2) 第 11 条第 2 項の規定により定められた期日までに広告掲載料が支払われなかったとき

(3) 第 5 条又は第 6 条の規定に反すると判断したとき

(広告掲載料の返還)

第 13 条 公社は、原則として支払いを受けた広告掲載料については返還しないものとする。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、バナー広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容、その他バナー広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

(協議)

第 15 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、公社と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月12  
日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

区分	PC・スマートフォン
掲載位置	A 枠 ページ上部の所定の位置 ※スマートフォン版ではナビゲーションバー展開時の所定の位置に掲載 B 枠 ページ下部の所定の位置
掲載枠数	A 枠 2 枠 B 枠 3 枠
規格	大きさ JPEG または PNG (GIF 不可) 形式 横 300 ピクセル×縦 100 ピクセル

別表 2 (第11条関係)

区分	広告掲載料
A 枠	20,000 円/枠
B 枠	10,000 円/枠

- (注) 1. 掲載料金は年額とする。  
2. 消費税及び地方消費税は別とする。

別表 3 (第11条関係)

区分	広告掲載料
A 枠	16,600 円/枠
B 枠	8,320 円/枠

- (注) 1. 掲載料金は年額とする。  
2. 消費税及び地方消費税は別とする。

様式第 1 号(要綱第 8 条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人東紀州地域振興公社 あて

一般社団法人東紀州地域振興公社ウェブサイトバナー広告掲載申込書

申込者 住 所  
団体名  
代表者氏名 (印不要)

一般社団法人東紀州地域振興公社ウェブサイトにはバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。申込みにあたっては、法令等を遵守するとともに、「一般社団法人東紀州地域振興公社ウェブサイトバナー広告掲載要綱」の内容を遵守します。

記

1 掲載期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 3 月 31 日

2 広告内容

(1) バナー広告の内容

(2) リンク先 URL

(3) リンク先ホームページの内容

3 連絡先

(1) 担当者氏名 (ふりがな)

(2) 住所 〒

(3) 電話

(4) FAX

(5) e-mail

様式第2号（要綱第9条関係）

令和 年 月 日

様

一般社団法人東紀州地域振興公社  
理事 河上 敢二

バナー広告掲載（不掲載）決定通知書

令和 年 月 日付で申込みがありましたバナー広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
理由 ( )
2. 広告媒体 三重・東紀州観光ウェブサイト「青の鼓動、感じる。東紀州観光手帖」
3. 掲載条件 一般社団法人東紀州地域振興公社ウェブサイトバナー広告掲載要綱の条件を遵守すること
4. 掲載期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 3月 31日
5. 掲載する広告データの提出期限 令和 年 月 日
6. 広告料 金 円（税込）  
(内訳) A枠 円× 枠= 円  
B枠 円× 枠= 円
7. 広告料の納入期限 令和 年 月 日